

# エコフォント使用許諾契約書

## — ご使用前に必ずお読みください —

このたびは、ニイスフォントをお買いあげいただき誠にありがとうございます。厚くお礼申し上げます。当社及び書体デザイナーはニイスフォントに関して知的財産権を有しています。ニイスフォントのご使用に際しては、使用される前に必ず下記をお読みいただき、内容をご理解されご同意いただけました場合のみ本製品をご使用下さるようお願い申し上げます。

## 1. 本製品の内容と知的財産権

本製品は鑑賞・情報伝達・イメージの高揚を目的とした書体デザイン、及びこれを具現化するためのソフトウェアとデータベース形式のデジタルデータにて構成されています(これらを併せてフォントといえます)。書体デザインはそれぞれの書体デザイナーによる創作デザインです。当社はフォントの開発に際しては独自のノウハウや特許を使用しています。当社及び書体デザイナーはそれぞれに知的財産権を有しています。本製品を使用可能とするための解説書(場合によって電子データ)、必要によってインストーラーソフトウェアが添付されています。一部の製品には特許権が含まれています。尚、本知的財産権には本製品より得られる派生文字デザインイメージまたはそのデータ、派生フォントも含まれます。

## 2. お客様における使用権の範囲

お客様は本製品を複数のコンピュータにインストールし、本契約の対象となる特定の1台(以下、特定の一台のプリンタ)のみのプリンタより出力することが可能です。なお、複数のプリンタにて出力した場合は著作権法違反及び損害賠償の対象となります。

下記をお客様における使用権の範囲とし、使用権の対価は本製品の価格に含まれます。

- (1)本製品から得られる派生文字デザインイメージを特定の1台のプリンタ(印刷装置)から印字すること、映像装置に表示することができます。
- (2)特定の1台のプリンタを共有する個人、企業、またはグループなどで使用することができます。またユーザー登録手続きまたは契約書に記載した所在地のみの使用に限られます。

### 〈禁止事項〉

お客様は下記の使用権を有しません。

- (3)複数のプリンタより出力すること。
- (4)本製品の一部または全部を第三者に譲渡または貸与すること。
- (5)本製品を元にして類似または同一の文字デザイン、フォントを作成すること。
- (6)お客様が上記を実施された場合は、当社はその損害額を立証することなく、お客様は損害賠償に応じるものとします。

## 3. 保証・補償

- (1)当社は本製品が第三者の知的所有権を侵害していないことを保証します。
- (2)当社がお客様がユーザー登録手続きを行った後に通常のもので欠陥無く使用できることを保証します。従って万が一が本製品に瑕疵がある場合には、対象とする本製品の購入日を証明できるものを添付して送付されることにより無償にて交換します。ご購入後91日以上経過後の交換は有償となる場合があります。
- (3)正規ユーザー登録されたお客様は適切なユーザーサポート、アップグレードを受ける権利を有します。なおこれらのサービスは有償になる場合があります。
- (4)当社は本製品のご使用により生じたいかなる損害、回復、再生、代用品の費用、第三者が被った同様の費用についても一切の責任または補償を負うことはできません。なお、係争の際の管轄裁判所は東京地方裁判所とします。
- (5)本知的財産がお客様により損なわれていると判断できる場合は、当社は上記の使用権を取り消すことができます。

## 4. 契約の期間

契約期間は、お客様がユーザー登録手続きを完了した時から(ユーザー登録手続きをされない場合は本製品の使用権は発生しません)、お客様が本製品のご使用を停止された時まで、またはお客様が上記の範囲を超えて使用された時までとします。または株式会社ニイスの責によらない事情により本製品の使用が不可能になった時までとします。

## 5. 商標権・特許権表示

- (1)NIS、JTCウイン、字多楽、字識人、てんかく、IllustFont、MOJIE、CDdeFont、カジュアルタイプフェイス、直ゴ、JTCWINKS、MIKS、ぎじも、SELECTONE、デザイン書、ビクトフォント、セレクトオール、プリンタバック、着文字、彩混、彩色主義、色影、ちょい丸、の語は、当社の登録商標です。
- (2)てんかく別フォントの塗りつぶし方法(モノクロの塗りつぶし、イメージにマッチした配色共)、ファミリーフォントの自動生成、疑似文字、筆順フォント、伸張方式の連綿体、インラインフォント、シャドー文字、等の特許権は当社に帰属しています。明朝体のハライ先端部の丸め処理、単線ストロークフォントに関しては特許申請済みです。
- (3)多文字接続方式の連綿体の特許権は新井重良に帰属し、カラーイメージスケールの特許権は株式会社日本カラーデザイン研究所に帰属しています。当社は正規の契約により当該の特許権を使用しています。
- (4)その他のブランド名及び製品名はいずれも各メーカーの商標又は登録商標です。